



一般廃棄物収集運搬業許可証

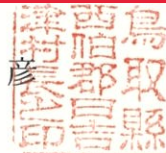
住所又は所在地 島根県松江市八幡町882番地2
氏名又は名称 アースサポート株式会社
代表取締役 尾崎 俊也

令和2年6月23日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和2年6月25日

複写無効

日吉津村長 中 田 達 彦



- 許可番号 許可第31号
- 許可する期間 令和2年8月1日から
令和4年7月31日まで
- 営業の種類 可燃性及び不燃性ごみの収集運搬
- 営業する区域 日吉津村区域内
- 車両の種別及び台数
裏面記載のとおり
- 廃棄物の処分地及び処分方法
可燃性ごみ 米子市クリーンセンター（焼却処分）
不燃性ごみ 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
（選別埋立処分）
- 許可の条件 裏面記載のとおり



- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を日吉津村に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要になったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 その他、村長の指示する事項に従うこと。

許 可 車 両

車両登録番号	車 種	収集運搬許可物	備 考
島根800さ8335	塵芥車 2.0t	可燃性及び 不燃性ごみ	
島根400せ1238	コンテナ車 2.0t	同 上	

※納期限内に、この許可に対する手数料（一般廃棄物処理業等許可手数料）の納入がない場合は、この許可の効力を失うものとする。